

議事要旨(3) 企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、企業結合専門委員会では、昨年7月に公表した論点整理へのコメントを踏まえ、本年第3四半期に公開草案を公表する予定で検討中であることと、本日のディスカッションポイントである経過措置及び適用時期の取扱いについて説明がなされた。また、前田専門研究員より、説明資料〔審議事項(3)-1~3〕に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

（早期適用について）

- 複数の委員より、IFRS の採用を検討している企業や早期適用を望む企業のために、早期適用を認めた方が良いという意見があった。これに対して事務局からは、他の会計基準等や関係諸法令等の改正スケジュールも考慮する旨のコメントがあった。
- ある委員より、改正による比較可能性への影響があるため早期適用には疑問があるが、国際的な会計基準における取扱いはどうかという質問があった。これに対して事務局からは、IFRS でも一定の早期適用は認められていた旨のコメントがあった。
- ある委員より、今回の改正では少数株主損益調整前当期純利益を当期純利益として表示することになるが、早期適用する企業と適用しない企業との間で、当期純利益の内容が異なることへの懸念があるため、表示について早期適用を認めないか、あるいは全体として早期適用を認めないとする旨の意見があった。これに対して事務局からは、項目に応じて異なる適用時期を定めることは実務上複雑になる懸念がある旨のコメントがあった。

（事業年度からの適用について）

- ある委員より、企業結合（ステップ1）では適用日以降の取引を対象としていたが、今回は事業年度からの適用とする理由について質問があった。これに対し事務局からは、無形資産や減損の基準の改正時期と合わせる必要がある旨のコメントがあった。

（適用日時点における既存ののれんの扱いについて）

- ある委員より、経過措置による期首剰余金の修正の対象について質問があった。これに対し事務局からは、認識を中止する負ののれんや特定勘定が対象となり、償却を中止するのれんは含まれない旨のコメントがあった。

以上